

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年12月5日（木）午前10時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外2件

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

議案第27号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・8名）
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子
（出席推進委員・7名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、開田 豊一、
伊藤 久義
（欠席委員・1名）
滝川 裕子

5. 事務局（3名）

北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨

午前10時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、杉本 久美子委員、松井 滋樹委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第25号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●を一筆挟んで面する農地です。
申請地は、譲渡人が●●●●で転居後、空き家になったことに伴い、草
刈り等の管理はされていましたが、長らく耕作されていませんでした。譲
受人は●●●●で、●●●●に興味があり、令和5年に●●●●されまし
た。今後は申請地横の古民家に転居し、●●●●をしながら畑作をし、●
●●●●することとしています。申請地取得後は●●●●での農業経験を活
かし、ハーブや西洋野菜等を家庭菜園として育てていく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日、●●●●推進委員と現地確認に行ってきました。草刈りはしてあ
りました。ただ気になるのは、近所づきあいです。近隣の方に聞いたとこ
ろ、挨拶もなく、どんな人なのかわからないとのことでした。これからが
がんばってほしいと思います。

推進委員 今回●●●●ということですが、まず、現地は問題ない感じでした。町
内会長に話を聞いたところ、自宅は売れたという噂は聞いたとのことでした。
不動産業者が間に入っているのであれば、一度町内に話してほしいと
言っておられました。

事 務 局 ●●●●委員からも意見がありましたが、申請代理人を通じてご本人に、
近所付き合いのためにも、事前に町内に挨拶されたり、地域の草刈り等の
活動にもできるだけ参加していただきたい旨を伝えたいと思います。

推進委員 わかりました。それで、今回の転用については問題はありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 25 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●● 畑です。 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、●●●●で●●●●を経営する譲渡人が●●●●へ転出後、 譲受人に依頼し草刈り等の管理はされていましたが、長らく耕作されてい ませんでした。●●●●から通い市内に一筆だけ持っている当該農地を管 理することは現実的ではなく、申請地に隣接する譲受人に相談したところ、 所有権移転に同意いただいたことから今回申請されたものです。移転後は 家庭菜園として管理していく予定です。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	先日日曜日に現場を確認してきました。草刈りなどはされておりました ので、特に問題ないと思います。
推進委員	全く問題ございません。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は許可することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 25 号 3 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●● 田です。 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、譲渡人が●●●●へ転出後、譲受人に依頼し水稻が耕作され ていました。●●●●から通い市内に一筆だけ持っている当該農地を管理 することは現実的ではなく、譲受人に相談したところ、所有権移転に同意 いただいたことから今回申請されたものです。移転後はこれまでどおり水 稻を作付けしていきます。また、譲受人は認定農業者であり、地域の農業 を担って行く方に農地を集約する一助ともなるものです。なお、申請地の 一部に建っている倉庫には、譲受人の農機具を格納する予定です。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員	11 月 30 日に推進委員の●●●●と一緒に、譲受人のお宅を訪ね、話を 聞いてきました。本人さんは 5 町ほど耕作されており、また、認定農業者 ということで実績もあり、この案件については問題ないと思われます。
推進委員	私も問題ないと思います。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は許可することといたします。
会 長	続きまして、議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に 関する件について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 26 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、共同住宅敷地です。 申請者は●●●●に居住しており、●●●●をしている傍ら、県内数か 所で●●●●を経営しています。この度、今後の資産形成のため、また、 アパート管理会社からの勧めもあり、新たなアパート建築を計画しました。 ●●●●の方が滑川市で●●●●を経営するのは、申請地周辺が交通の便 が良く、周囲に公園や駅、商業施設も多く、住環境に優れ、周辺のアパー トの空き室が無く、入居率が極めて高いことから、居住地周辺より申請地 で経営する方が高い入居率を見込めるという調査結果があるためで、1 LDK 4 室、2 LDK 4 室の 2 階建てアパート 2 棟の建築を計画したものです。 隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。また、市道と 同等の高さになるようかさ上げします。雨水は、敷地内に新設する側溝を 介し前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	特に問題ありません。
推進委員	この辺は住宅地となっており、農業をするのが難しいと思われるので、 特に問題ありません。

会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。	た農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。 7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 71 件、借り手 23 件で、面積合計は 420,233 m ² で、うち新規は 5 件、37,822 m ² になります。詳細は 8 ～18 ページに記載のとおりです。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。	
事 務 局	(議案第 26 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第 2 種住居地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、一般住宅敷地です。 申請者は、●●●●に居住しており、●●●●と同居し、●●●●をしています。この度、●●●●、かねてより生活の拠点を構えたいとの思いから適地を探していたところ、申請地が幹線道路・商業施設、公的施設等に近く、住居を構えるのに適地と判断し、譲渡人の手放したい意向があったことから申請地での住宅建築を計画したものです。 隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。	会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。 その他 ・農地利用の最適化の推進の状況について ・農業者年金の加入促進について ・農業新聞の購読促進について
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長 これで、審議は終了しました。
委 員	●●●●の真ん中にある道路に面している土地でして、畑は可能かもしれませんが、水田は難しいと思われます。現時点では整地されて草も刈ってありますし、住宅を建てるには何ら問題ないと思います。	午前 10 時 25 分 閉会 上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。
推進委員	私も問題ないと思います。	令和 年 月 日 農業委員会会長
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。	議事録署名委員 議事録署名委員
会 長	続きまして、議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。	
事 務 局	5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。 農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、6 ページのとおり市が策定し	